

「ふるさと納税制度」概要

1 「ふるさと納税制度」とは

「ふるさと納税制度」は、居住地以外の「ふるさと」に貢献や応援をしたいという納税者の思いを実現するため、応援したい地方公共団体への寄付を通じて、その寄付額の一定限度について所得税と個人住民税（市民税・県民税）からそれぞれ控除を受けていただくことができる制度です。

2 寄付金の控除の内容は

個人住民税を納税されている方が、前年中にお支払いいただいた長野市に対する寄付金のうち、控除対象外の 2,000 円を超える額について、所得税と個人住民税からそれぞれ控除を受けていただくことができます（控除対象額は、個人住民税の所得割のおおむね 2 割が限度です）。なお、控除を受けていただくためには、原則として、確定申告が必要となります。

控除額は、次の①、②、③の合計額となります。

個人住民税の 税額控除	(基礎控除)	① (寄付金 - 2,000 円) × 10%
	(特例控除)	② (寄付金 - 2,000 円) × (90% - A%)
所得税の所得控除による 税額軽減		③ (寄付金 - 2,000 円) × A%

- ・②及び③の A% は、所得税の限界税率です。
- ・②は、個人住民税の所得割額の 2 割が限度となります。
- ・所得税の限界税率、個人住民税の所得割額は、扶養人数や給与収入額等により異なります。

具体例は・・・

夫婦、給与収入額 700 万円（所得税の限界税率 20%・個人住民税の所得割額 371,500 円）の方が長野市へ 30,000 円の寄付をされた場合

長野市への寄付 30,000 円		
所得税の 税額軽減 5,600 円	個人住民税の税額控除 22,400 円 〔 基本控除額 2,800 円 特例控除額 19,600 円 〕	控除後の 自己負担額 2,000 円
← 控除額計 28,000 円 →		

3 寄付金の控除額の計算方法は（前頁の具体例を用いた場合）

夫婦、給与収入額 700 万円（所得税の限界税率 20%・個人住民税の所得割額 371,500 円）の方が長野市へ 30,000 円の寄付をされた場合

《寄付金の控除額の計算方法》

《具体例では…》

■住民税の税額控除額

- ① 長野市への寄付金額(※)から、控除対象外の 2,000 円（一律）を引きます。
※総所得金額等の 30%が限度 → ① 長野市への寄付 30,000 円－控除対象外 2,000 円＝28,000 円
- ② ①で求めた額に個人住民税の基本控除率 10%を乗じます。
〔個人住民税の基本控除額〕 → ② 28,000 円×個人住民税基本控除率 10%＝2,800 円
〔個人住民税の基本控除額が 2,800 円〕
- ③ 90%から所得税の限界税率を引き、その求めた率を①で求めた額に乗じます。
〔個人住民税の特例控除額〕 → ③ 90%－所得税限界税率 20%
＝70%
70%×28,000 円＝19,600 円
〔個人住民税の所得割額の 2 割は 74,300 円なので限度内〕
〔個人住民税の特例控除額が 19,600 円〕
- ④ ②+③の額が翌年度の住民税から税額控除されます。 → ④ 2,800 円＋19,600 円＝22,400 円
〔個人住民税の税額控除額〕

■所得税の税額軽減額

- ⑤ 長野市への寄付金額(※)から、控除対象外の 2,000 円（一律）を引きます。
※総所得金額等の 40%が限度 → ⑤ 長野市への寄付 30,000 円－控除対象外 2,000 円＝28,000 円
- ⑥ ⑤で求めた額に所得税の税率を乗じます。
⑥の額が、所得税から軽減されます。
〔所得税の所得控除による税額軽減〕 → ⑥ 28,000 円×所得税の税率 20%＝5,600 円
〔所得税の所得控除による税額軽減が 5,600 円〕

■税額控除額の合計

- ⑦ 寄付金のうち、④で求めた額と⑥で求めた額の合計額が控除されます。 → ⑦ 22,400 円 (④) + 5,600 円 (⑥) = 28,000 円
長野市への寄付 30,000 円のうち 28,000 円が控除されますので、自己負担額は 2,000 円となります。

※具体的な控除額につきましては、お住まいの市区町村の住民税を担当する部署にお問い合わせください。